

NTCIR-3 (NTCIR-4) WEB 文書データ利用許諾に関する覚書 (研究目的利用者用)

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構（以下「甲」という。）と〇〇法人 〇〇大学（以下「乙」という。）は、NTCIR ワークショップ 3 及び NTCIR ワークショップ 4 の成果物として甲の研究機関である国立情報学研究所が提供する「NTCIR-3 (NTCIR-4) WEB 文書データ」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第一条（データの内容）

「文書データ」とは、正式名「NTCIR-3 (NTCIR-4) WEB 文書データ」と称し、甲が、主にJPドメインのWeb上で提供されるデータを平成13年8月から11月までに収集し、タグを付与したテキストデータのことである。

第二条（権利の帰属）

1. 「文書データ」における選択、配置、編集に関する全ての著作権は、甲に帰属する。
2. 乙が、「文書データ」を利用して開発した技術、システム等に関して生じた知的財産権は乙に帰属する。

第三条（利用許諾）

甲は乙に対して「文書データ」の利用を許諾する。

第四条（利用許諾の範囲）

1. 乙は、「文書データ」を研究目的にのみ利用できるものとする。
2. 乙は、「文書データ」を利用する者を、下記の研究代表者および当該研究代表者と同一組織（研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。）に属し、直接に共同して研究を行う者、ならびに当該研究代表者が直接指導する大学院生等（以下「研究グループ」という）に限定されるものとする。

記

研究代表者（研究グループ代表）

所属・職名： 〇〇学部 〇〇学科・教授
氏名： 〇〇 〇〇

以上

3. 乙は、「研究グループ」に対して開示、または提供する場合を除き、甲の事前の書面による承諾を得ることなく「文書データ」およびその全部または一部を複製したもの、あるいは、それらを復元できる状態に加工されたデータを「研究グループ」以外の者に対して、開示、提供、貸与、公衆送信（送信可能化を含む）、配布等をしないものとする。
4. 乙は、「研究グループ」の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第五条（提供の方法）

甲は、乙に対する「文書データ」の提供を技術的に妥当な手段により行う。

第六条（知見の発表）

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「文書データ」を利用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「文書データ」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、「文書データ」を利用したことを明記し、かつ、NTCIR ワークショップ 3 及び NTCIR ワークショップ 4 の会議論文集と関連する文献を引用するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
5. 乙は、「文書データ」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ることとする。
6. 乙は、「文書データ」およびその処理結果を、誹謗・中傷に用いてはならない。

第七条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の一ヶ月前までに、甲または乙から本覚書を解約する旨の書面による申し出がない場合には、一年間継続するものとし、以後も同様とする。有効期間を更新しない場合は、期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから「文書データ」を速やかに消去しなければならない。なお、研究代表者または同者の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うものとする。

第八条（報告書の提出）

乙は、有効期間満了日の一ヶ月前までに、「文書データ」を利用した当該年度の研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第九条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「文書データ」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「文書データ」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「文書データ」を構成する Web ページデータの著作権者から、個々の文書データの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第十条（免責事項）

甲は、理由の如何を問わず、乙が「文書データ」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第十一條（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第十二条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本覚書の成立の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

20 年 月 日

(甲) 東京都立川市緑町 10 番 3 号
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
機構長 藤井 良一 印

(乙)

印